

佐久水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月25日

佐久水道企業団

企業長

柳田 尚二

佐久水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

佐久水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。